

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するまち網漁業踏揚網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
まち網漁業	踏揚網漁業	火共第 1 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 宇城市不知火町松合、 長崎に住所を有する者  2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者又 は使用者
まち網漁業	踏揚網漁業	火共第 1 号共同漁業 権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されてい る総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 八代郡氷川町網道、鹿 野、鹿島に住所を有す る者  2 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者又 は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし